

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十三号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号中「準耐火構造（政令第一百五十五条の二の二第一項第一号に規定する技術的基準に適合するものに限る。）」を「政令第二百二十九条の二の三第一項第一号口に掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床及びびはりの構造が同号口に規定する構造方法を用いるもの又は同号口の規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）に適合する準耐火構造」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。